

務	00	01	3年
(令和10年3月末まで保存)			
(令和10年3月末まで有効)			

警 務 第 9 4 号  
(総推 生企 刑企 交企 備一)  
令 和 6 年 6 月 1 4 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

制服警察官によるコンビニエンスストア等立寄り警戒時の飲食物等の購入についてコンビニエンスストアやスーパーマーケット等（以下「コンビニ等」という。）における犯罪抑止活動を強化するため、制服警察官が、警ら、事案処理終了後の帰署(所)途中や休憩時間等、適宜の機会にコンビニ等へ立寄り警戒を実施しているところであるが、下記のとおり、立寄り時において飲食物等を購入できる場合の基準を明示することとしたので、各所属にあっては、制服警察官にコンビニ等において飲食物等の購入を認める趣旨をよく理解させるとともに、下記の事項に留意して適正に運用されたい。

なお、本通達による運用は、令和6年7月1日から開始する。

#### 記

#### 1 趣旨

コンビニ等が、強盗等の凶悪事件や万引き等窃盗事件の発生場所となったり、架空請求詐欺等の特殊詐欺に利用されている現状に鑑み、積極的に制服警察官の姿を見せることによってコンビニ等に対する立寄り警戒を強化しているところである。警察官は勤務の特殊性から定時に食事をとることが困難であり、コンビニ等では時間帯に左右されず容易に飲食物を調達できることから、犯罪等抑止対策としてコンビニ等へ立寄り警戒した際は制服姿であっても飲食物等の購入を認めるものである。

#### 2 対象となる店舗

制服警察官が犯罪等抑止対策として立寄り警戒を行っているコンビニ等

#### 3 購入できる飲食物等

当日の勤務に必要な飲食物、その他職務上応急的に必要な日用品に限定すること。

なお、熱中症の発症予防対策として勤務中に摂取する水分等を含むが、当日の勤務に必要な書籍、新聞、たばこ等の嗜好品は含まないものとする。

#### 4 基本姿勢

- (1) 制服警察官によるコンビニ等での飲食物等の購入は、警戒を要する施設及びその周辺において、制服警察官の姿を住民に見せる機会を増やすことによる犯罪抑止活

動に付随したものであることを認識し、旺盛な警戒心を堅持するとともに、節度ある態度と端正な服装を保持すること。

- (2) コンビニ等に立ち寄った際は、先に飲食物等を購入することなく、店舗内外の警戒、店員への防犯指導、不審者への職務質問、法令違反の取締り等の警察活動を優先させること。

## 5 留意事項

- (1) 徒歩警らによる立寄りの際は、警察官としての品位の保持及び受傷事故防止の観点から、購入した物品をむき出し又はレジ袋に入れたまま警らを行うことなく、華美ではないマイバッグ等を用いるなど適宜の方法により収納すること。
- (2) ドライブスルーの利用、路上駐車、書籍の立ち読み、大声での雑談、店舗内や駐車場での飲食など、勤務中の警察官としてふさわしくない行動は厳に慎むこと。
- (3) 来店客、レジ待ち客が多数いる場合は、飲食物等の購入は控えること。
- (4) 特定の店舗に偏らないよう配慮すること。
- (5) 他の買物客等から、制服での買物について意見等があった場合は、丁寧にその趣旨等を説明し、理解を得ること。

担当：警務課企画係

：地域課指導係